

防官文（事）第342号
29.9.21

防官文（事）第44号
令和2年2月20日

最終改正 防官文（事）第52号
令和4年3月16日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

防衛省の開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする
不開示決定に関する査察実施要領について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、通達する。

添付書類：防衛省の開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする
不開示決定に関する査察実施要領

防衛省の開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定に関する査察実施要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定に基づく開示請求において、当該請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定（以下「不存在による不開示決定」という。）がなされた場合に行う関係部局における行政文書の管理状態についての査察（以下「査察」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 査察の目的

不存在による不開示決定がなされた場合に査察を行うことにより、その判断の妥当性を厳格に確認することを目的とする。

3 査察実施体制

- (1) 防衛省本省に情報公開査察管理者1人を置き、大臣官房文書課長をもって充てる。
- (2) 情報公開査察管理者は、防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。）、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、地方防衛支局及び防衛装備庁における査察の実施に関する事務をつかさどる。
- (3) 防衛省本省に情報公開査察実施総括者1人を置き、大臣官房文書課情報公開査察官をもって充てる。
- (4) 情報公開査察実施総括者は、情報公開査察管理者の命を受け、査察の実施に関する事務を総括する。
- (5) 情報公開査察管理者は、情報公開査察実施総括者のほか、大臣官房文書課の職員及び同課に併任又は兼補を命ぜられた職員のうち、査察を行わせる職員（以下「査察員」という。）を指名し、査察を行わせるものとする。

4 査察員の権限

査察員は、査察の実施に当たり、不存在による不開示決定に関する行政文書及びその他の物件の提示を関係者に求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

5 査察員の遵守事項

査察員は、職務上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

6 査察を受ける部局の職員等の協力義務

査察を受ける部局の職員その他関係する職員は、査察員の実施する査察に協力しなければならない。

7 不存在による不開示決定についての報告義務

情報公開室（防衛省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号。以下「本省訓令」という。）第3条第4項に規定する防衛省情報公開室、同条第6項に規定する地方防衛局等情報公開室及び防衛装備庁の情報公開に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第30号。以下「装備庁訓令」という。）第2条第3項に規定する防衛装備庁情報公開室をいう。以下同じ。）は、不存在による不開示決定がなされた場合には、その旨を情報公開査察実施総括者に報告しなければならない。

第2 査察の実施

1 査察の通知

情報公開査察管理者は、査察を実施する際には、必要に応じて、本省訓令第3条第1項に規定する防衛省情報公開管理者、本省訓令第4条第1項に規定する機関等情報公開責任者、装備庁訓令第2条第1項に規定する防衛装備庁情報公開管理者又は装備庁訓令第3条第1項に規定する施設等機関情報公開責任者にその旨通知するものとする。

2 査察の方法

査察は、以下に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 不存在による不開示決定の際に作成された行政文書等の調査
- (2) 文書管理業務及び情報公開業務に従事する職員への聞き取り調査
- (3) 実地調査

3 査察の結果の報告等

- (1) 査察の結果の取りまとめ

情報公開査察実施総括者は、各査察員が行った査察の結果を取りまとめ、情報公開査察管理者に報告するとともに、情報公開室へ通知するものとする。

(2) 防衛大臣への報告

情報公開査察管理者は、前号の規定により報告を受けた査察の結果を順序を経て、定期的に防衛大臣に報告するものとする。

(3) 不適切な不存在による不開示決定を確認した場合の措置

情報公開査察管理者は、不存在による不開示決定がなされた開示請求に合致すると考えられる行政文書を確認した場合は、速やかに順序を経て、防衛大臣に報告するとともに、情報公開室に対し、当該開示請求に係る不開示決定の取消し等必要な措置を速やかにとらせるものとする。

第3 その他

1 機関等の長の協力

大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長、地方防衛支局長及び防衛装備庁長官は、査察の円滑な実施のため、情報公開査察管理者に査察の要員の差し出しを含め必要な協力を行うものとする。

2 委任規定

この要領に定めるもののほか、査察の実施に関し必要な事項については、情報公開査察管理者が定める。